

令和2年度

村上市医学生修学資金
応募要領

新潟県村上市



1 目的

将来、村上市内の病院（指定病院）において医師の業務に従事しようとする医学生に、修学に必要な資金を貸与することにより、市内の病院において必要な医師を確保し、もって村上市における安定的な医療体制の整備を図ることを目的としています。

2 応募資格

令和2年4月1日の時点で医学部の学生で、以下のすべてに該当する者

※大学院生、歯学生、獣医学生は除く。

他の同種の修学資金を受けていない者（見込のない者）

修学資金を受ける者と生計を一にする家族又は家計を支えている人の年収が1,500万円未満の者

3 貸与予定人数

1名（国公立、私立は問わない）

4 募集期間

令和元年12月2日（月）～令和2年2月28日（金）

※応募状況等により延長（15日間程度）する場合があります。

5 申込先（提出方法）

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市役所 保健医療課（TEL：0254-53-2111 内線2431）

◎原則、本人が直接書類を持参してください。

◎事情により書類を持参することが困難である場合は、市役所保健医療課に事前に電話で連絡のうえ、担当の指示により申請してください。

6 選考

①選考方法 書類審査及び面接により行います。

②面接日（選考日） 別途通知します。

③貸与決定 4月上旬に本人へ書面による合否通知を行います。

7 必要書類（提出書類）

医学生修学資金貸与申請書（様式第1号）

誓約書（様式第2号）

住民票謄本

大学の在学証明書又は大学に入学する手続きを終えた者であることを証する書類

前年度末における学業成績を証する書類

※新たに大学に入学する方は、高等学校等における第3学年1学期及び2学期の学習成績

生計を一にする世帯全員の源泉徴収票の写し又は確定申告書（収支内訳書含む）の写し

連帯保証人の印鑑登録証明書

連帯保証人の住民税に係る納税証明書（住民税が非課税の場合は所得証明書）

履歴書（任意様式）

8 修学資金の貸与月額

- 国公立大学 150,000円
 私立大学 300,000円

9 貸与期間

令和2年4月から大学を卒業するまでの期間（6年を限度）

10 修学資金の貸与の時期

毎月20日頃に貸与します。ただし、初年の4月分は25日に貸与します。

11 連帯保証人

修学資金の貸与を受けるためには、連帯保証人2人が必要です。貸与を受ける方が未成年者の場合は、原則として1人は保護者である必要があります。他の1人は保護者と世帯を別にし、独立の生計を営み、債務弁済の能力を有する成年者に限ります。

※連帯保証人は、万が一、貸与された修学資金を返還することとなった場合は、本人と連帯して債務を負担することとなりますので、年齢等十分に考慮してください。

12 貸与の取消しと休止

貸与期間中に以下の事由に該当した場合は、修学資金の貸与を取消します。また、休学、停学、留年した場合はその期間の貸与は休止します。

- 退学したとき
 学業の成績が著しく不良となったと認められるとき
 貸与を辞退したとき
 心身の故障により学業を継続する見込みがなくなると認められるとき
 死亡したとき
 その他、修学生として適当でないと認められるとき

13 返還の免除

[全額免除]

以下のいずれかに該当することとなった場合は、貸与を受けた修学資金の返還が全額免除されます。

- 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得し、新潟県の臨床研修病院で臨床研修後12年以内に、指定病院で医師として勤務した年数が4年に達したとき。

※臨床研修が可能な指定病院で臨床研修を受けた場合は、その内1年を免除に必要な年数に加算されます。

- 指定病院で医師としての勤務に従事している期間に、業務上の理由により死亡又は業務に起因する心身の故障のため医師の職務を免職されたとき。

[一部免除]

市内の病院で勤務した期間の合計が12ヶ月以上となる場合は、貸与を受けた修学資金の返還が一部免除される場合があります。

《村上市の気持ちを十分にご理解のうえご応募ください》

市内の病院で勤務する4年は、貸与した修学資金の免除要件としての年数でしかありません。また、12年の期間を設けたのは、医師となって十分なスキルアップを図っていただくための年数です。

わたしたちが考える『将来』とは、免除要件で規定する12年を指すものではなく、その先を含め医師となったあなたがこの村上市で末永く市民のための医師として活躍し続ける未来のことです。

この制度では、『将来』村上市の地域医療に医師として従事することを志す人を募集し、修学生といたします。

14 返還

以下のいずれかに該当することとなった場合は、30日以内に貸与された修学資金の全額を一括で返還することとなります。(全額免除された場合を除く)

ただし、特に認める場合は、分割による返還も可能です。その場合の返還期間は、貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間となります。

- 修学資金の貸与が取消されたとき
- 大学卒業後医師免許をするまでの間又は臨床研修期間中に死亡したとき
- 大学卒業後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき
- 指定病院での医師としての勤務が4年に達しないことが明らかとなったとき

※傷病や災害等やむを得ない理由により一時的に返還することが困難であると認められる場合は、その理由が継続する期間について返還が猶予される場合があります。

15 返還に遅延があった場合の利息

正当な理由がなく、期限までに返還されない貸与額がある場合は、返還期限から返還された日までの日数に応じて、返還すべき額につき年14.6%の割合を乗じて計算した延滞利息を支払うこととなります。

16 指定病院 (平成31年4月現在)

- ①新潟県立坂町病院
- ②新潟県厚生農業協同組合連合会 村上総合病院
- ③新潟県厚生農業協同組合連合会 瀬波病院
- ④医療法人徳洲会 山北徳洲会病院
- ⑤医療法人新光会 村上記念病院
- ⑥医療法人山北会 肴町病院
- ⑦医療法人責善会 村上はまなす病院

17 その他

この修学資金の貸与が、指定病院への採用を約束するものではありません。

18 問い合わせ

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
 村上市役所 保健医療課 健康支援室
 TEL : 0254-53-2111 (内線 2431) FAX : 0254-53-3840
 e-mail : hoken-yi@city.murakami.lg.jp